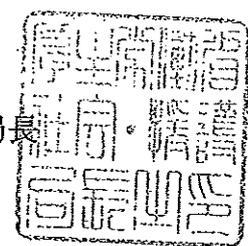




社援発第1005012号
平成17年10月5日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長



社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて

標記の国庫負担(補助)金の交付については、平成17年10月5日厚生労働省発社援第1005003号厚生労働事務次官通知「社会福祉施設等施設整備費の国庫負担(補助)について」により行うこととされているが、その取扱いに当たっては次によることとし、平成17年4月1日から適用することとしたので、管内市町村及び社会福祉法人等に周知徹底を図るよう配慮願いたい。

なお、平成5年11月17日社施第133号「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて」は廃止する。



1 趣旨

都市部における建築費の実態を勘案し、補助単価の割増加算を行い施設の整備促進を図ることを目的とする。

2 対象施設及び割増率

この補助単価の特例（割増加算）については、平成17年10月5日厚生労働省発社援第1005003号厚生労働事務次官通知「社会福祉施設等施設整備費の国庫負担（補助）について」の別紙「社会福祉施設等施設整備費国庫負担（補助）金交付要綱」による社会福祉施設等とする。

（1）次の施設については、10%割増加算とする。

障害者施設等の対象施設

身体障害者療護施設、身体障害者入所授産施設、身体障害者通所授産施設、身体障害者福祉工場、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設

（2）上記以外の施設については、5%割増加算とする。

3 対象地域

（1）特別区及びその周辺の人口密集地域

（人口密度が概ね1,000人/km²）

（2）政令指定都市、中核市及びその周辺の人口密集地域

（人口密度が概ね1,000人/km²）

（3）人口10万人以上の市の区域であって、人口密度が概ね1,000人/km²の地域